

ソニー科学教育研究会 規 約

- (名 称)
第1条 この会は、ソニー科学教育研究会（略称 SSTA）といたします。
- (目 的)
第2条 この会は、公益財団法人ソニー教育財団と連携を図りながら、科学が好きな子どもを育てる教育を推進する会員相互の研究・研修活動の交流を密にし、我が国の科学教育の振興と科学的文化の発展に寄与することを目的とします。
- (会 員)
第3条 この会は、その主旨に賛同するものをもって会員とします。
1 個人会員
2 特別会員 この会の活動に特に寄与する法人・団体が常任理事会の推薦するもの
3 名誉会員 この会の育成に顕著な業績がある個人で常任理事会において推挙するもの
- (活 動)
第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行います。
1 研究会・研修会等の研究活動
2 研究活動・内容等の交流と、これらを活性化する情報発信活動
3 会員や支部の研究・研修活動等の支援
4 その他この会の目的に適した支援
- (役 員)
第5条 この会に次の役員を置きます。
1 理事長・副理事長 3 理 事
2 常任理事 4 監 事
- (役員の選任)
第6条 役員の選出は、次のとおりとします。
1 理事長・副理事長は常任理事会が選出します。
2 常任理事・監事は、理事長が理事等の中より選出します。但し、管理職にあたるものとします。
3 常任理事及び理事は、支部長等をもってこれに充てます。
- (役員の任期)
第7条 役員の任期は、次のとおりとします。
1 役員の任期は、原則として3ヶ年とします。
2 理事長・副理事長は、1年以上の常任理事経験者として、任期は原則として、理事長・副理事長になってから3ヶ年とします。
3 補欠が生じた場合の任期は、残任期間とします。
4 役員が任期中に定年に達した場合、原則として、その定年をもって退任するものとします。
- (役員の任務)
第8条 役員の任務は次のとおりとします。
1 理事長はこの会を代表し、この会の活動を総括します。
2 副理事長は理事長を補佐し、会の企画研修の推進を図ります。
2 常任理事はこの会の重要事項について審議し、運営にあたります。
3 理事はこの会の運営について審議します。
4 監事はこの会の事業・会計を監査します。
- (会 議)
第9条 会議は次のとおりとし、理事長が召集します。
1 総 会 毎年1回開催し、規約の改正その他の重要事項を審議します。但し理事会をもって代行することとします。
2 常任理事会 毎年1～2回開催します。
3 理 事 会 毎年1回開催します。但し緊急の場合、常任理事会をもって代行することができます。
- (企画研修委員会)
第10条 この会に企画研修委員会を置きます。
1 企画研修委員会には委員長・副委員長・委員を置きます。
2 委員会はこの会の研究・研修に関する内容や活動を企画・推進します。
3 研究・研修企画に関する必要な事項は常任理事会において決定します。
4 企画研修委員会は毎年1回程度開催します。日常的な委員会の活動はインターネット交信をもって充てます。
- (支 部)
第11条 この会には支部を設置することができます。
1 原則として都道府県単位とし、個人会員数は5名以上とします。
2 支部には支部長・事務局長・研修リーダー・HPリーダー等を置き、支部において選任します。
3 支部長は支部を代表し、支部の諸活動を総括します。
4 事務局長は支部長と連絡を密にして、事務的な文書処理を円滑に行うとともに、研修リーダーと連携を図り支部研修活動を活性化します。
5 事務局長は、ブロック別研修会の事務局長会議に参加しブロック内の研修計画について協議します。
- (事務局)
第12条 この会に事務局を置きます。
1 事務局には事務局長を置きます。
2 事務局に関する必要な事項は、常任理事会において決定します。
- (会 計)
第13条
1 この会の経費は会費その他の収入によります。会費の額は理事会において決めます。
2 この会の支部活動に関わる支部会費は各支部に委ねるものとします。
3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。
- (その他)
第14条 この会に顧問を置くことができます。
顧問は常任理事会の推薦により、理事長が委嘱します
- (規約改正)
第15条 この会の規約改正は理事会において決定します。
- 補 則 1 この規約は、平成14年4月1日から施行します。
補 則 2 規約第13条による個人会費の額を次のとおりとします。
本部納入金 会員1名につき年額1,000円とします。
支 部 会 費 各支部で決定します。
補 則 3 第6・7条、及び12条は平成17年度に改正し、平成18年4月1日より施行します。第10条は、平成20年度に改正し、平成21年4月1日より施行します。第5条、第6条、第7条、第8条は平成21年に改正し平成21年8月2日より施行します。第7条4項の追加改正は、平成22年に改正し平成22年8月2日より施行します。
補 則 4 事務局の所在地
〒140-0001
東京都品川区北品川 4-2-1 御殿山アネックス 2号館
ソニー科学教育研究会事務局
電話 03-3442-1005 FAX 03-3442-1035